

《応急手当の普及啓発について》

AEDを使えますか？

平成16年から医療従事者以外の方によるAEDの使用が認められ、駅や空港、市・区役所、学校、交番、商業施設など様々な場所へのAED設置が進んでいます。

AEDの設置が進むとともに、バイスタンダー^{*}によるAEDの使用及び脈拍の回復事案も毎年増加しています。AEDの使用が必要な場合に慌てることのないよう、日頃からAEDの使い方を含めた応急手当の知識・技術を身に付けるとともに、身近に設置されているAEDの位置を確認しておき、ひとりでも多くの尊い命を救うために役立てることが必要です。

※バイスタンダー＝その場に居合わせた人

AEDって
どんなもの？



いろいろな種類のAED



施設に設置してあるAED



AED (Automated External Defibrillator = 自動体外式除細動器)

救命講習を受けましょう！

尊い命を救うため、救命講習を受けたことのない方は救命講習を受講し、また、前回の講習修了後から2年以上（3年以内）経過されている方は再講習を受講して、応急手当に関する知識と技術を身につけましょう（表1参照）。

表1 主な講習会の種別

講習の種別	講習内容
応急救護講習 (希望する時間)	AEDを含む心肺蘇生、止血法及び外傷の応急手当要領等について学ぶコース(受講者の希望に応じて任意の時間で行う)
救命入門コース (45分)(90分)	3時間の普通救命講習の受講が困難な都民及び小学校4年生以上を対象にした、胸骨圧迫とAEDの使用方法を中心に学ぶコース
普通救命講習 (3時間)	心肺蘇生(AEDを含む成人に対する方法)を中心に学ぶコース
普通救命(自動体外式除細動器業務従事者)講習 (4時間)	普通救命講習の内容にAEDの知識確認と実技評価が加わったコース (AEDを一定頻度で使用する可能性のある方は、このコースを受講してください。)
普通救命再講習 (2時間20分)	前回の普通救命受講日から3年以内に再度受講するためのコース
普通救命 ステップアップ講習 (2時間)	救命入門コースを受講してから1年以内に受講することで、普通救命講習の認定証が交付されるコース
上級救命講習 (8時間)	AEDを含む救命処置のほかに、小児・乳児の心肺蘇生、けがの手当や搬送方法などを学ぶコース
上級救命再講習 (3時間)	前回の上級救命受講日から3年以内に再度受講するためのコース
上級救命 ステップアップ講習 (5時間)	普通救命講習または普通救命(自動体外式除細動器業務従事者)講習を受講してから1年以内に受講することで、上級救命講習の認定証が交付されるコース
応急手当普及員講習 (24時間)	普通救命講習、普通救命(自動体外式除細動器業務従事者)講習の指導要領を学ぶためのコース
応急手当普及員再講習 (3時間)	前回の応急手当普及員講習受講日から3年以内に再度受講するためのコース

- 講習修了者には、認定証が交付されます(応急救護講習では認定証等の交付はされませんが、救命入門コースは受講証が交付されます)。
- 講習に関する問合せ先
 - 東京消防庁管内の消防署、消防分署、消防出張所
 - 公益財団法人東京防災救急協会 救急事業本部
講習受付 03(5276)0995(平日 午前9時～午後4時)
インターネットでの受付は <http://www.tokyo-bousai.or.jp> (午前6時～深夜2時)
 - 東京消防庁ホームページ (<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>)
(ホームページ内を以下のメニューに沿って進んでください。)
⇒「試験・講習」⇒「応急手当講習会」

応急手当を実施しましょう！

突然目の前で人が倒れ心肺停止状態になった場合、バイスタンダーが応急手当を速やかに行えば、傷病者の救命効果が向上し、治療の経過にも良い影響を与えます。

また、震災や風水害等で、同時に多数のけが人が発生した場合は平常時のように救急車を期待することが困難になります。このようなときは自主救護に努めなければなりません。

他人を救おうとする社会は自分を救うことにもつながります。ぜひ、応急手当の知識・技術を学び、勇気と自信を持って応急手当を実施しましょう！



《 応急手当奨励制度について 》

東京消防庁では、事業所や商店街、地域等の救命講習の受講に対する積極的な取り組みを奨励しています。平成30年4月1日より応急救護体制のさらなる強化を目指し、応急手当奨励制度を改正しました。



応急手当奨励制度とは

応急手当の普及に関し一定の要件を満たす事業所等へ、消防署長が救命講習受講優良証・優良マークを交付し、奨励事業所等のホームページでの公表をしています。平成30年3月1日現在、1,452事業所等に対して交付しており、従業員等が行った応急手当の実施により、傷病者が救命された事例も多く報告されています。



交付要件 ●+（1または2）が交付要件となります。

- 事業所や商店街、地域等で、救命講習の普及を推進する応急手当普及員など※が養成され、救命講習の普及に活用されていること。

※応急手当普及員または応急手当指導員。以下「事業所普及員」とする。

- 1 総数（従業員数等）の30%以上が、有効期限内にある救命講習修了者であること。
- 2 救急部長が救命講習の実施状況や応急救護体制の整備状況から総合的に判断して優良と認める場合。

4月1日からの改正点 ～救命講習を事業所主体で開催可能に～

- 応急手当奨励事業所の事業所普及員が、自ら従業員に対して東京消防庁の救命講習を開催できるようになりました。
- 講習で使用する資器材（訓練用人形・訓練用AED等）を無償で貸し出します。※貸出条件あり
- 事業所普及員は、一定の指導実績により再講習が免除になります。

